

## 1 国直轄事業負担金について

### (1) 国直轄事業負担金を53億円にした根拠は何か

本市では厳しい財政状況を克服するため、平成16年、2004年4月に第2次財政健全化計画を策定し、その取り組み方策の一つとして、投資的経費の縮減を掲げました。このため、道路交通局所管のすべての道路事業予算について見直しをすることとし、直轄事業負担金の平成15年度、2003年度までの負担実績や直轄国道事業以外の道路事業、街路事業及び生活道路の今後の事業見込みなどを総合的に勘案して、負担可能額を53億円程度としたものです。

### (2) そのとき、なぜ詳細な内訳の提示も国に対して求めなかったのか

国直轄事業については、これまで国から年度当初に、路線ごとの事業費と事業内容が示され、事業進捗にあわせて負担金の請求がありました。この請求は全国一律の様式となっており、事業費については路線ごとの総額、事務費については事業種別ごとの総額が示されていました。本市としては、法令に基づく国からの請求であり、他の地方公共団体と同様、詳細な内訳の提示を求めるこことなく負担に応じていたものです。

### (3) 負担金を抑制したことによる事業のおくれの影響はなかったのか

本市は平成16年12月に本市の負担可能額を踏まえ、国道事業の今後の進め方として整備効果の早期発現と広島南道路を中心とした東西軸の早期構築という観点から、可部バイパス、広島南道路、東広島バイパス及び安芸バイパスの4路線の整備を優先的に進めるよう、国に対して申し入れを行いました。本市が優先整備を申し入れたこれらの路線については、おおむね計画どおりに進んでいるというふうに認識いたしております。

## 2 定額給付金事業について

### (1) 給付開始日について

膨大な件数の定額給付金の口座振り込みを的確かつ円滑に行うためには、振り込み開始までにさまざまな事務処理を行う必要がございます。

本年2月26日に定額給付金給付事務に係る補正予算が成立いたしましたが、成立後直ちに住民基本台帳システムの改修作業に着手しました。その結果、3月31日までに申請書を作成するために必要なシステムの改修を終え、さらに5月12日までに給付対象者の管理台

帳の作成や、給付決定、振り込み処理などに必要なシステムの改修を終えました。その間、4月1日から改修したシステムによる申請書の出力に着手し、封入、封緘を行った後、4月21日に申請書の郵送を開始いたしました。市民の皆さんから申請書が提出された後は開封、審査、振り込み先の口座情報等の入力を順次行い、管理台帳に記録するとともに、振り込みに必要な情報を指定金融機関に送付し、それに基づきまして指定金融機関から振り込みが行われました。

これらの事務処理は、手順を追って正確に行う必要があります。臨時職員を含めた多くの職員と民間の派遣社員が力を合わせ、切れ目なく取り組んだ結果、給付開始日が5月18日になったものでございます。

## (2) 給付決定通知書について

給付決定通知書は申請者に対し、給付金額、振り込み先金融機関店舗名及び振り込み日をお知らせするものでございます。それに加えて、通知書では定額給付金の給付を装った振り込め詐欺等に関する注意喚起も行っております。この通知書の送付により、申請者にはいつ、幾らの額が振り込まれるのかを確認していただくことができます。また、振り込め詐欺等に遭わないよう注意を払っていただくことができます。一方、本市にとりましては、口座からの給付金の引き出しを促す効果があると考えております。こうしたことから給付決定通知書の送付は、申請者及び本市にとって意味のあるものであると考えております。

## 3 労務管理について

### (1) 元安芸区職員の不祥事について

当該元職員は、昨年9月からことし4月までの間に、連絡なしに勤務を欠いたことがあります。所属の課長はその都度、勤務時間を厳守するよう厳しく指導していたと聞いていますが、改善の兆しが見られないことから、ことし3月に人事課に相談がありました。人事課ではこの元職員に対し、勤務時間の厳守等について服務指導を行いました。また、これまでの欠勤に対し、懲戒処分の準備を進めることを説明いたしました。

懲戒処分の標準例では、正当な理由なく7日以内の間、勤務を欠いた職員は減給または戒告とする、勤務時間の始めまたは終わりに繰り返し勤務を欠いた職員は戒告とするなどと定めています。この元職員は、懲戒処分の対象となり、人事課で懲戒処分の準備を進めていたところ、事件が発生したものでございます。

この元職員については、5月1日付で懲戒免職処分としていますが、上司の監督者責任については、現在、関係者に対する事情聴取を行っており、その結果をもとにできるだけ早い時期に判断したいと考えております。

## (2) 出勤状況調査について

昨年12月の出勤状況調査で、定時に登庁しなかった18人は全員、年次有給休暇を取得しております。年次有給休暇の時季の承認については、原則としてあらかじめ任命権者に請求しなければなりませんが、やむを得ない事由により、職員があらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めるすることができます。もし年次有給休暇を取得しなければ、欠勤となり、給与を減額するほか、欠勤を繰り返す場合には懲戒処分の対象となります。

出勤状況調査の目的ですが、出勤状況調査は職員の出勤状況の実態を把握し、勤務開始時間に間に合わなかった職員本人及び所属長に注意喚起を行うことを目的としております。調査結果については、服務監理委員会幹事会で報告し、勤務時間を厳守するよう徹底を図っております。

## 4 期末手当と時短について

### (1) 期末手当について

御指摘のとおり、議員及び市長、副市長等の常勤の特別職の期末手当については、20%の加算を行っております。一般職の期末・勤勉手当については、平成2年度、1990年度に人事委員会から民間における特別職の支給割合には、役職段階により相当の差が認められるとの報告が行われたことを踏まえ、同年度に条例に基づき、一般職の職員に20%以内の加算措置を導入しました。この措置は、公務員の期末・勤勉手当の支給割合を民間の支給割合に均衡させること等を目的とするものであり、国に準じた措置であります。

この一般職の職員の措置に合わせ、議員及び市長、副市長等の常勤の特別職についても局・部長級職員に準じ、それぞれ関係条例に基づき20%の加算措置を導入いたしました。この措置は、国及びすべての政令指定都市において実施されており、必要なものであると考えております。

### (2) 職員の勤務時間短縮について

職員の勤務時間については、昨年の9月、人事委員会から、「国、他都市等の見直し動向や、市内民間事業所の所定労働時間の状況を考慮して見直しを行うことが適当である」との報告を受けております。職員の勤務条件については、地方公務員法に定める人事委員会の勧告・報告制度に従い、適切な措置を講ずることが必要でございます。また、地方公務員法には、勤務条件を定めるに当たり、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう、適当な考慮が払われなければならないと定められております。

こうした中、国においては本年4月1日から勤務時間の短縮を実施しております。また、他の政令指定都市では17市の中15市が勤務時間の短縮を実施しております。その15市のうち5市は、本年4月1日から実施したものでございます。さらに、県内の市町では、2市2町で勤務時間を短縮するための条例が可決されております。これらはいずれも勤務時間を1日15分短縮し、7時間45分とするものでございます。本市としては、先ほど申し上げた人事委員会の報告に従い、また国やほとんどの政令指定都市が勤務時間の短縮を実施していることなどから、職員の勤務時間を短縮する必要があると考え、このたび、そのための条例を提案させていただいたものでございます。

### (3) 勤務時間の短縮に関連したコスト増について

職員の勤務時間の短縮に当たっては、行政コストの増加を招かないよう努力することが肝要でございます。本市では、かねてから職員数の削減等により人件費の削減に取り組んでおり、平成20年度、2008年度は、平成19年度、2007年度に対し、一般会計ベースで約27億4000万円が削減される見込みとなっております。また、時間外勤務の削減にも取り組んでおり、本年1月、2月及び3月の時間外勤務の総時間数は、市長事務部局の時間数ですが、前年同月に対してそれぞれ10.3%、2.0%、1.0%減少し、3カ月の削減額は約2700万円となっております。勤務時間の短縮がコスト増につながらないよう平成20年、2008年2月に策定した今後の財政運営方針に掲げる人件費の削減目標に従い、引き続き人件費削減に取り組んでまいります。

## 5 折り鶴ミュージアムについて

(1) <市長> 原爆の子の像に寄せられる折りヅルは、世界じゅうの子どもたちが佐々木禎子さんと折りヅルの物語に感動し、核兵器による惨劇が繰り返されないため、自分に何ができるかを考え、禎子さんの思いと自分の思いを重ねながら心を込めて折ったものです。本市としては、これらの折りヅルに込められた子どもたちの気持ちをしっかりと受けとめることが何より大切であると考えています。御承知のとおり、国内外から原爆の子の像にささげられる折りヅルは、年間1000万羽以上に上ります。この折りヅル一つ一つに子どもたちの思いと祈り、夢と願いが込められており、その物理的な量、大きさ、存在そのものが大変重要な意味を持っています。

これほど多くの子どもたちがツルを折る行動を通して大人の世界に訴えている事実を、しかも、本市にしか伝えることのできない事実をより強く、広く世界に伝える方法を考え、子どもたちが行動している事実に倣って私たちも行動に移すことが、我々の持っている大人の責任だと思います。

子どもたちの平和を願う気持ちを、そのすべてをできるだけ短い時間のうちにより多くの人に、より深く伝えるためには、広島に送られてくる折りヅルの全部を一ヵ所に集めて見ても

らうことが最善の方法です。その量を通じてしか伝わらないメッセージもあるのです。これまで 50 年間にわたり、原爆の子の像に折りツルがささげられてきましたが、旧日本銀行広島支店で展示されていたわずか 1 年分の折りツルでさえ、多くの人に大きな感動を与えています。感動しなかったという声を、私は一度も聞いたことがありません。その感動をもっと多くの人に共有してもらい、その意味を世界じゅうの人たちに理解してもらうために折りツルを長期間保存し、その全体を見てもらうことが大切です。

保存、展示された折りツルを見て、広島を訪れた人が平和への思いの大きさを感じ、自分の地域に帰り、それを伝承する。また、折りツルをささげた子供たちが将来自分の子供を連れて自分の折ったツルを見に広島に来るといったように、平和を願う気持ちが国境や地域を越えて広がり、時や世代を超えて繰り返し伝承される平和の循環につながります。このためにも 20 年から 30 年の折りツルを 1 力所で見てもらう折り鶴ミュージアムは、ぜひとも必要な施設です。

さらに、折り鶴ミュージアムは、ビジターズ・インダストリー戦略の一環として、広島の持つ可能性を最大限に生かす、魅力的な施設にする必要があります。こうしたことから、その基本コンセプトを初め、20 年から 30 年分の折りツルの効果的な展示方法や展示構成、事業化の手法や運営形態、附帯的機能など多くの課題について、厳しい財政状況等を考慮しながらさまざまな検討を行っております。成案がまとまり次第、公表いたします。

その他の御質問については担当局長から御答弁申し上げます。

## (2) 折りツルの質問について

原爆の子の像にささげられる折りツルは、平成 19 年度、2007 年度に約 1380 万羽、約 11.7 トンであったものが、平成 20 年度、2008 年度は約 1300 万羽、約 11 トンと減少しております。また、新年度に入った 4 月と 5 月の 2 ル月について、前年同期と比べても約 160 万羽、約 1.5 トンが、約 130 万羽、約 1.2 トンに減少しております。平成 20 年度、2008 年度は、平和記念資料館を訪れる修学旅行生が、対前年度比で約 3% 増加しているにもかかわらず、折りツルの量は減少しており、世界じゅうの子供たちから寄せられる折りツルの重みをこれまで以上に大切に受けとめ、世界に発信していくかないと、今後とも届けられる折りツルが減少するのではないかという危機感から述べられたものです。

## 6 地下街開発について

### (1) 紙屋町地下街の空き区画の状況について

現在、紙屋町地下街シャレオの空き区画は、店舗区画 77 区画のうち 3 区画であり、7 月中には新規に 1 店舗が入店する予定となっています。今後は、個人消費の低迷や顧客獲得に向けた地域間や施設間の競合が一段と厳しさを増すことから、退店の発生が予想されます。

地下街開発株式会社としては、昨年から体制の見直しにより誘致担当専任職員をふやし、新規店舗の誘致に取り組んでおり、引き続き空き区画の解消に努めることにしています。

## (2) 経営改善スキームは今後も達成できるのか

地下街開発株式会社では、平成18年、2006年2月議会で承認いただきました経営改善スキームを踏まえ、これまで新規店舗の誘致や経費の見直し等に努めてきました。この結果、当期純損益及び金融機関への返済能力を示すキャッシュフローは、過去3年間、経営改善スキームを上回っており、今年度の事業計画でも達成できる見込みです。

会社では、現在の厳しい経営環境は今後も続くとの予測のもと、収益に直接つながる新規店舗の誘致に加え、テナントと連携した顧客サービスの充実による固定客の増加、中央広場での魅力あるイベントの企画・開催によるぎわいづくりなどに全力で取り組み、引き続き経営改善スキームの達成に努める方針です。本市としては、今後とも、経営改善スキームに沿って、安定した会社経営がなされるよう適切に指導してまいります。

## 〈再質問〉

質問によっては何か、きちんと答えてもらっていないような気がいたしますけれども、数点質問させていただきます。

まず、加算についてですけれども、先ほど述べられましたのは、議員や市長につきましては、要は一般職の職員の措置に合わせてとか、部長とか局長の職級に応じてとか準じてとかいうような言葉を述べられましたので、結局はそれに理由があるわけではなくて、便乗して加算をしたということなんでしょうか。どこの政令市でもやってないというふうにおっしゃられましたけれども、それはいっても広島市がこういったことを率先してやつたらいいのではないかなどというふうに思います。

すべての政令市が実施をされていて必要なものというふうにお答えになられましたけれども、私が調べた中では平成19年に浜松市はもうこの加算を外しておりました。小さな町では鳴門ですか、東京都の国分寺市とかは廃止をしたりということはしているんですけれども、私が調べた中で政令市は浜松市がそういったことになってるんですが、そちらの調査では加算はまだ残っていたんでしょうか。そこをお答えください。

それから、時短ですけれども、人件費の削減は8時間の勤務の中でもずっと削減はしていくなければいけませんし、先ほど述べられたのは、今後もずっとこの時短とは関係なく努力をしていかなければならぬことだというふうに思います。私が聞いているのは、15分短縮したら、今でも時間外を毎日40分しているということになっておりますので、そこが移つて、最大で20億コストアップになるんではないですかということを言っているんです。その20億の部分をどういうふうに吸収するのか、その削減をどうするのかということを

いつも聞いているんですが、そこをお答えにならない。そこをお願いしたいと思います。

それから、遅刻についてですけれども、職員の実態の調査をするために遅刻の調査を朝玄関でするというふうにお答えになったんですが、どうして玄関で調査をしないと実態が把握できないんですか。毎月毎月、各課から有給休暇の報告書が上がってくるわけでしょう。その中でどうして実態が把握できずに、あそこに立たなければならないのか、そこが不思議なんです。何時何分に登庁したとか、そういう記録がまるでないですよね。年次有給休暇についても個人が何時間とったかというのはわかりますが、何回とったかということは人事は承知していませんでした。そういうことがきちんと把握できなければ、労務管理はできませんし、一体どれぐらいの方が、バスが雨でおくれたのがやむを得ない理由というのもすごい話なんですが、1時間の年次有給休暇がとれるという制度になっていますので、それはとられたらいいと思いますけれども、きちんと何時に登庁したんだと、雨の日にどれぐらいの方がおくれて年次有給休暇をとったんだということがわかるようなことになっていないといけないんではないかと思います。

今の中でやっていただきたいのは、朝来たら、きちんとその時間を書いていただきたいと思います。ですから、前、タイムカードの導入をお願いしたんですけども、おくれて入ったんなら5分おくれたとか、10分おくれたとか、そういう記録をされたらいいんじゃないかと思いますが、そこができるのかどうか、お答えください。

それから、シャレオについてです。

先ほど3区画、空き区画があって1区画に入る予定だというふうなことをお答えになったと思いますけれども、来年度の売り上げの落ち込みが1億5000万になっています。ということは、多分、こういった甘い状況ではないんじゃないかなと思います。もっと出ていく予測があるんじゃないかなというふうに数字からは見るんですけども、そこをどのように把握されてるのか、以上4点お答えください。

#### 〈再質問 答弁〉

(1) まず、期末手当の加算に関する御質問でございますけど、私どもが把握しております先ほど御答弁いたしましたけども、すべての政令指定都市において実施しておると、そういう把握をしております。

(2) それから、時短に関して、時間外勤務がふえるということに関してですけれども、1つは勤務時間が短縮されると時間単価がアップすると、そういうことがございます。それはそれで事実でございます。今までどおりの仕事をすれば、それはそういう、今申し上げましたような要因で時間外勤務がふえることにはなりますけれども、そこは昨年度からいろいろ御答弁させていただいておりますが、削減の努力をするということでございまして、先ほども御答弁いたしましたように、12月に最初に条例を提案しまして、それから

1月、2月、3月、現に時間外勤務は削減をしております。それと、その時間外勤務だけではなくて、総人件費でも当然削減を図らなくてはいけないということで、それにつきましても20年度、19年度と比較しますと約27億余り削減しておりますので、時間外勤務を含め、トータルで人件費の削減を図ると、結果として時短によるコスト増を招かないようになると、そういうことをしていくということでございまして、現に効果も出ておりますので、今後もそのように取り組むということで、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

- (3) それから、もう一つ、定時登庁に関するお話で、有給休暇のとり方ということでござりますけども、さっきも答弁いたしましたけども、年次有給休暇は所属長に時季の承認を求めるということがございまして、仮に定時に登庁できなかった場合にはきちんとその承認の請求をして、所属長が確認をした上で年次有給休暇を承認しとるということでございますので、そういう事務処理は適切に行われています。したがいまして、何分おくれたかとかそういったことは、休暇簿にわざわざ記述する必要はない、それはもう年休をとったということでカバーされるとありますか、クリアされるとということになりますので、そういう必要はないのではないかとこのように考えております。
- (4) シャレオについて、議員御指摘のように、現下の景気の悪化によりまして、引き続き個人消費の低迷が続くということを予測しておりまして、先ほど申し上げましたように顧客の獲得に向けた地域間、施設間の競合は一層激しくなるという中で、売り上げ不振の店舗の退店は今後も発生するだろうということが考えられます。そういったことから、今年度の事業計画につきましてはそこのところを厳し目に予測し、設定しとるということでそういう売り上げということになっております。その対応として、昨年度から体制を整えて、新規店舗の誘致ということで取り組んでいるわけでございます。いずれにしましても、経営改善スキームを上回るような業績を上げられるように、会社の方も全力で取り組むという方針でございますし、本市としてもそういうことになるように会社経営を注視しながら適切に指導してまいりたいと考えております。

#### 〈再再質問〉

局長、今後、空き店舗がどうなっていくかというのは把握しとられるんですか。3区画だけが、1区画が7月に入るということですが、これからもっとあいていくんではないかというふうにも思いますが、そこについての把握はされてるのかどうか、お答えください。

それから、時間を朝きちんと書かないので、それは労務管理になりません。今後書かれた方がいいです。クリアしているという、そういう話ではありません。

それから、今回質問出してありますけど、政令市の状況、加算についてきちんと調査されましたか。そこをお答えください。

## 〈再再質問 答弁〉

(1) 加算については、済みません、繰り返しになりますけども、私は事務担当者が調査したという、そういう前提ですべての政令指定都市で加算があるということでお答えさせていただきました。

休暇簿につきましては先ほど御答弁したとおりでございまして、ちゃんとそれは所属長が確認をしておりますので、それで済むことではないかと、このように私は考えてます。

(2) 現時点で、詳細な、空き店舗がどういうふうになるかという予測した結果というのは把握しておりません。